

令和元年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年6月5日 開会

令和元年6月5日 閉会

令和元年第6回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年6月5日(水)午後3時00分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定について
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(5) 山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
(6) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
(7) 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(20名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長

それでは、ただいまから令和元年第6回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

今日は全員出席ということで、公私とも大変ご多忙のところ参加いただきまして、ありがとうございます。田んぼのほうも大手の方がそろそろ終わりではないかなというところがございます。

また、今年話題になっていますジャンボタニシのほうも、テレビ、紙面でも、かなりやっておりましたけれども、この間会議に出たんですが、卵塊、今、ピンク色の卵がありますけれども、あれはやっぱり水に落とすだけではまたふ化してしまうという話もありまして、できれば潰してくれということなんですけれども、今、土地改良区のほうでも補助金をいただきながら、秋が終わってからですが、冬季の水をさらうということで、そちらのほうも補助金が出ております。そんなことで、これから厄介な害虫も増えてきております。

今年は、また明日から非常に暑くなるということで、どうぞ、くれぐれもお体をご自愛いただきまして、体に十分注意して農作業に励んでいただきたいと思います。

本日も議題が多々ありますので、慎重審議、検討いただきますようお願い申し上げます。また、来月は視察研修も予定されております。また皆さんの参加をぜひよろしくお願いいたします。後ほど局長からお話があると思いますので、よろしくお願いいたします。会議に入りたいと思います。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第8 議案第5号 山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について
日程第9 議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第10 議案第7号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

令和元年6月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長

日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和元年第6回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号7番三橋委員、議席番号8番増田委員の両委員を指

名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページをご覧いただきたいと存じます。通知があった件数は3件でございます。

全て利用権の中途解約でございまして、貸付人、借受人双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上でございます。

議長

事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

申請地区担当の推進委員の堀越です。議案第1号1番について説明いたします。

これは贈与でございます。譲渡人においては、相続により取得したものの耕作できないため、贈与するものです。譲受人は、現在、名古屋市内に居住しておりますが、現況、茨城の龍ヶ崎に田畑を耕作して、また、近い将来、近隣、千葉県内に居住の計画をしております。譲受人に関しまして、取得した農地には果樹を栽培いたします。

地区としては問題ございません。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林です。

ただいま堀越委員のほうから説明があったとおり、地区として問題ないということでございまして、このことに関しては、私も推進委員のおっしゃるとおりでございますので、そのような形でお願いをしたいと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号2について、地区担当推進委員の布

施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 申請地区担当推進委員の布施です。議案第1号の2番について説明します。

この申請は所有権移転です。申請の理由は、譲受人においては、今まで借地として作付しておりました農地でございます。譲渡人にとっては、高齢のため規模縮小です。譲受人は、取得した農地で、夏はトウモロコシ、冬はブロッコリーを作付します。これからも末永くつくっていききたいそうです。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員からの補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し述べたとおりでございます。2人ともどもに現地確認をしております。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次の議案第1号、申請番号3及び4については、譲渡人及び譲受人が同一人でございますので、一括して地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

申請地区担当推進委員の椎名です。第1号議案の3番と4番について説明します。

この申請は、所有権の移転と使用貸借権です。申請の理由は、譲受人において退職を機に田畑を増やしたいということ、譲渡人にあつては体調不良等で規模縮小を、それぞれ希望するものです。

地域としての問題はございません。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員からの補足説明等を求めます。

齊藤（茂）委員

議席番号6番の齊藤です。

今、地区担当の椎名推進委員さんより説明がありましたとおり、譲受人は会社を退職するとともに農業に従事するというので、畑に関しては売買と、田に関しては貸借ということで、何ら問題はないかと思われまます。

よって、権利者については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうか慎重審議よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、議案第1号申請番号3及び4について、一括して採決します。

本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号5について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人は新規就農のため、譲渡人は農業経営規模縮小のためとなっておりますが、実際には、親から贈与を受けたけれども管理ができないのでということになっています。現状、がさやぶになっておりまして、ここがきれいになるんだったらいいんじゃないかなという感じです。

譲受人のほうは、以前、隣接地域にも申請を出していたらしいんですけども、そこに家を建てて、今回のところを畑にしようとしていたら、県のほうで農振地域にひっかかるために却下されてしまったらしくて、今回、家は諦めて新規就農をするそうです。

地元としては問題ありません。

よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号13番の藤田です。

ただいまのご説明のとおりでございまして、特に問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次の議案第1号、申請番号6及び7については、譲受人が同一人でございますので、一括して地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員

申請地区担当推進委員の川村です。

それでは説明いたします。

6番につきましては、使用貸借によります譲受人の農業経営の規模拡大でございます。それで、譲渡人が水稻を中心に大きく拡大経営をしていくために休耕地になってしまうということで、今般、譲受人に貸し付けるものでございます。

譲受人の方なんです、多分、高齢でおられると思いますが、現在、長ネギを栽培しておりまして、農作の栽培している畑が病気になっておりまして、黒腐菌核病というものがでてしまっていて、今回、新しく耕作して、安定した収益を得たいということでございます。

続きまして7番ですが、これは譲受人の方の経営の拡大ということでございますが、譲渡人の方の土地、この地区は農振地区でございますが、昭和49年ごろからほ場整備事業が始まりまして、その前、従前地のときに先代が売り買いをしたものでございます。その売り買いのときに所有権が移転していなかったため、それと換地配分が、新しい役員さんたちがそのときのお話を知っていたもので、換地が譲受人さんの一部になっているために、今回、所有権移転の贈与ということで申請いたしました。

両方とも問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番今関委員からの補足説明等を求めます。

今関（孝）委員 議席番号14番の今関でございます。
推進委員の川村さんのご説明のとおりでございます。何も問題ないと聞いております。
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
初めに、議案第1号、申請番号6について採決します。本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
引き続き、議案第1号、申請番号7について採決しますが、この案件は、議席番号14番今関委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、今関委員の退室を求めます。

（今関委員 退室）

議長 それでは、議案第1号、申請番号7について採決します。
本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定しま

す。

今関委員の入室を許します。

(今関委員 入室)

議長

次に、議案第1号の申請番号8について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

申請地区担当推進委員の伊藤です。

この申請は、贈与による所有権の移転です。譲渡人は居住区が遠方のため管理ができないため、譲受人は経営規模拡大のためとなっております。

現在も譲渡人のほうが遠方に在住しているため、譲受人の方が現在も耕作しております。今回、譲渡人の方の年齢もあって、財産の整理なんかを始めまして、その関係で贈与することになりました。

地元としては全く問題ありません。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号13番の藤田です。

ただいまご説明のありましたとおり、譲渡人は親の相続でもらったもので、耕作自体はやっていませんでした。譲受人がほとんど耕作してしまして、別に問題ないと判断しています。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほど申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号8について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

初めに、利用権設定等個人別明細の番号1から6及び番号9から18について採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、利用権設定等個人別明細の番号7及び8について採決しますが、この案件は、議席番号3番佐藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員 退室)

議長 それでは、利用権設定等個人別明細の番号7及び8について採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

佐藤委員の入室を許します。

(佐藤委員 入室)

◎議案第3号

議長 続きまして、日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
利用配分計画個人別明細番号1から7について採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川(利)推進委員 申請地区担当推進委員の小川です。それでは説明させていただきます。

この申請は更新でございます。したがって、経営改善の方向の概要です。本人及び妻の2人で農家レストランの経営、水稻、養鶏、露地野菜の生産を行っています。養鶏は、米・野菜等を飼料として飼育し、直売及びレストランの原材料として使用し有効活用を図る。5年後の年間所得550万円、年間労働2,000時間以内の安定した経営を目指すという話を伺っております。どうかよろしくをお願いいたします。

議長 次に、議案第4号、番号2について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当の推進委員の堀越です。
今回の申請は更新です。この数字をご覧になられたとおり、5,000aの田んぼを、さらに今後、7,000aに増やしていき

い。畑としても、今までやっていなかったものを300a、多分、落花生だと思うんですけども、生産したり、これは本人、申請者及び奥様、2人の常時雇用者によりまして、これだけを生産していくということで、内容に関しては見習うべきところで、とやかく言うことはございません。ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員等からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号、番号1及び2について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についてを議題とします。

事務局からの原案の説明を求めます。

事務局 43ページをご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についてご説明いたします。

平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となりました。農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するためです。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定

めるように努めなければならないとされております。

また、この指針は、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行うようになっております。

今回、見直しを行いましたので、その結果、43ページから45ページにお示ししました指針となりました。

単年度の活動については、毎年度作成する目標及びその達成に向けた活動計画のとおりといたします。今年度の活動計画は、この後審議をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、指針の内容を説明いたします。43ページの1、遊休農地の解消について、目標設定の考え方は、遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標に見据えた計画としました。

3年後には、遊休農地面積1haに目標を設定しました。

推進方法は、農地の利用状況調査と農地の利用意向調査の実施について協議、検討し、調査の徹底を図ります。

また、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動について、農地パトロールの時期にかかわらず適宜に実施します。

農地の利用意向調査は、農業委員と推進委員の地区担当制で相談活動を基本に利用意向の確認を行います。

次に、担い手への農地の利用集積について、44ページのほうをご覧ください。目標設定の考え方は、千葉県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に即して、集積目標は、現状（平成31年3月末）集積率28.1%を、3年後42%の目標を設定しました。

推進方法は、①の「人・農地プラン」の作成・見直しについて、この「人・農地プラン」は、平成24年から開始され、耕作者の高齢化や担い手不足等による耕作放棄地の増加などの状況の中で、集落、地域において人と農地の問題等を話し合い、5年、10年後に備えた未来の設計図を作成する趣旨の事業になります。

今回、国が農地中間管理事業の5年後の見直し関連法案の中で、「人・農地プラン」の作成に向けた地域の協議の場に関して、農業委員、推進委員の参加が明記され、プランへの

関与が位置づけられましたので、「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与するとしました。

また、②として農地中間管理機構との連携、③の農地の利用調整と利用権設定の推進をいたします。

次に、45ページをご覧ください。3、新規参入の促進について、目標設定の考え方は、直近3年間（平成28～30年度）の新規参入者数の平均をめぐり、3年後までに12経営体の新規参入を図ります。

推進方法は、相談対応や農地の出し手の掘り起こしに努め、また、新規就農をしやすい環境を整え、フォローアップ体制の整備を行い、成果に結びつけていきます。

以上が「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」となります。

決定後は、市のホームページで公表します。

説明は以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

議案第5号、山武市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）については、原案のとおり策定することとしてよろしいか、ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり策定することに決定します。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。

議案第6号について事務局の議案の説明を求めます。

事務局

47ページをご覧ください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてご説明いたします。

目標、点検・評価については、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況について公表することになっているものです。

また、公表内容については、県を通じて国へ報告することになっております。

では、1番からご説明いたします。Ⅰ、農業委員会の状況です。農家、農地等の概要と、農業委員会の平成30年度の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと、条例に基づくものです。

48ページをご覧ください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化です。集積の目標を1,637haと設定したところ、実績では1,623haとなり、目標をおおむね達成することができました。引き続き、農地利用の状況を調査し、利用権の設定に努めることを活動に対する評価としました。

次に、49ページをご覧ください。Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。目標を9経営体としましたが、実績は3経営体で、達成状況は33.33%と、面積は54%でした。

引き続き、新規参入者への相談対応や農地の出し手の掘り起こしの活動を継続していくことを活動に対する評価としました。

次に、50ページをご覧ください。Ⅳ、遊休農地に関する措置です。目標の対象面積は1.1haと設定したところ、解消面積は0haで、目標は達成できませんでした。

引き続き、農地パトロールを実施し、農地の活用相談を基本に利用意向の確認等を行うことを活動に対する評価としました。

51ページをご覧ください。Ⅴ、違反転用への適正な対応です。対象面積は0haでした。新規の違反転用はありませんでした。

今後も定期的なパトロール等により、早期発見、是正に努めていきます。

52ページをご覧ください。Ⅵ、農地法等の事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する

事務です。処理件数は、第3条59件、転用46件で、全て許可、許可相当です。

53ページをご覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応状況と、情報の提供等です。市内27法人の内、25法人より報告書の提出がありました。農地台帳の整備は、全国農業会議所が管理、運営の農地情報公開システム、通称全国農地ナビに全国一元化され、毎月データ更新をしております。

次に、54ページをご覧ください。Ⅶ、地域農業者等からの意見等です。活動を通じて農業者等から寄せられた要望、意見等はありませんでした。

Ⅷ、事務の実施状況の公表等です。総会等の議事録については、詳細なものを作成して、事務局窓口に備えております。また、ホームページでも公表しております。

活動計画の点検・評価は、ホームページに公表しました。説明は以上です。

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
議案第6号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定します。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。

議案第7号について事務局の議案の説明を求めます。

事務局 56ページをご覧ください。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

I、農業委員会の状況です。農家・農地等の概要と、農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと、条例に基づくものです。

次に、57ページをご覧ください。II、担い手への農地の利用集積・集約化です。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の3カ年計画をもとに、目標の集積面積は1,887haを計画しました。

活動については、農業者の意向を把握し、地域での話し合いの場（人・農地プラン活動）へ積極的に参画する等を計画いたしました。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。3カ年計画の指針の目標は12経営体です。令和元年度は4経営体を目標として、面積4haとしました。

活動については、農業委員と推進委員の連携により、新規就農者の相談対応や農地の確保に努めることを計画いたしました。

次に、58ページをご覧ください。IV、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は、平成30年度末の面積2.3haを目標としました。

活動計画は、農地の利用状況調査を8月から11月までに実施する予定です。

V、違反転用への適正な対応です。

活動は、推進委員が主となり、農地パトロールを実施し、新たに違反転用が発生しないよう監視、指導を行う計画としました。

説明は以上です。

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

議案第7号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり決定します。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から、何かご質問等、ご意見ございますでしょうか。

◎閉 会

議長

ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、7月5日金曜日、車庫棟の2階、第6会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしく願いたします。

以上でございます。

